

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

# 税のたより



## 税理士による 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からなすこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

**とき** 8月10日(水)午後2時  
(4時(一人30分以内)

**ところ** 役場 2階第2会議室  
**申込方法** 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

### その他

- 申告書の作成に関する相談会ですでの、税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。
- プライバシーは守られます。

**問合せ先** 役場 税務課  
内線 175・176

## 国民健康保険税の減額要件、 限度額が改正されます

地方税法施行令の改正に合わせ、本町でも国民健康保険税条例の改正を行う予定です。

### 改正の概要

「減額対象となる所得基準の引き上げ」と「課税限度額の引き上げ」の2点です。

### ① 減額対象となる所得基準の引き上げ

国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得が一定の基準以下の場合、所得に応じて人数にかかる均等割と世帯にかかる平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

今回の改正では、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大します。

### 5割軽減 前年所得合計が

33万円 + 26万円 × 被保険者数  
↓ 26万5千円に改正します。

### 2割軽減 前年所得合計が

33万円 + 47万円 × 被保険者数  
以下の世帯が対象  
↓ 48万円に改正します。

※軽減判定所得には、被保険者

全員の所得に加えて、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。被保険者数には、同じ世帯の中でも国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

### ② 課税限度額の引き上げ

基礎(医療)分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合計で4万円引き上げます。

### 基礎(医療)分

52万円 → 54万円

### 後期高齢者支援金分

17万円 → 19万円

### 介護納付金分

16万円

※変わりません。

合計 85万円 → 89万円

### 問合せ先 役場 保険医療課

内線 171

## 住宅改修に伴う 固定資産税の減額措置の お知らせ

● 耐震改修工事に伴う減額措置  
平成30年3月31日までに、一定の要件を満たす耐震改修工事が行われた住宅に係る固定資産

税が減額されます。この減額措置を受けられる場合は、耐震改修工事の完了後3カ月以内に役場税務課へ申告してください。

**対象となる住宅** 昭和57年1月1日以前から所在する住宅

**要件** 現行の耐震基準に適合する改修工事が行われた住宅で、耐震改修に直接関係する工事部 分が一戸当たり工事費50万円以上 の工事を行った住宅

**減額される税額** 耐震改修工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(120m<sup>2</sup>を限度)の2分の1相当額

**添付書類**

- ・現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(町・建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関等が発行した書類)
- ・耐震改修工事に要した費用が証明できる領収書等

**減額される税額** 耐震改修工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(120m<sup>2</sup>を限度)の2分の1相当額

**要件** 平成30年3月31日までに行われた次の改修工事で、補助金等を除く自己負担が50万円以上ものもの

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・便所の改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め化

**対象となる住宅** 平成20年1月1日以前から所在している住宅(賃貸住宅を除きます。)

**要件** 平成30年3月31日までに役場税務課へ申告してください。

**減額される税額** バリアフリー改修工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(100m<sup>2</sup>を限度)の3分の1相当額

**要件** 平成30年3月31日までに、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事が行われた住宅に係る固定資産税が減額されます。この減額措置を受けられる場合は、改修工事完了後3カ月以内に役

**対象となる住宅** 次のいずれかの方が居住する既存の住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅で、賃貸住宅を除きます。)

**要件** ①65歳以上の方  
②要介護認定または要支援認定を受けている方  
③障害者の方

**対象となる住宅** 次のいずれかの方が居住する既存の住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅で、賃貸住宅を除きます。)

**要件** ①工事明細書、改修後の写真および工事費領収書(工事内容類)  
②改修工事が行われた事を証明する書類(建築士、登録住宅性能評価機関等が発行)  
③省エネ改修工事に伴う減額措置 平成30年3月31日までに、一定の要件を満たす省エネ改修(熱損失防止改修)工事が行われた住宅に係る固定資産税が減額されます。この減額措置を受けられる場合は、改修工事完了後3カ月以内に役場税務課へ申告してください。

**減額される税額** 省エネ改修(熱損失防止改修)工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(120m<sup>2</sup>を限度)の3分の1相当額を減額します。

ただし、「新築住宅に対する減額措置」および「住宅耐震改修に係る固定資産税の減額措置」を受けている期間は減額されません。

**対象となる住宅** 平成20年1月1日以前から所在している住宅(賃貸住宅を除きます。)

**要件** 平成30年3月31日までに役場税務課へ申告してください。

**減額される税額** バリアフリー改修工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(100m<sup>2</sup>を限度)の3分の1相当額

**要件** 平成30年3月31日までに、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事が行われた住宅に係る固定資産税が減額されます。この減額措置を受けられる場合は、改修工事完了後3カ月以内に役場税務課へ申告してください。

**対象となる住宅** 次のいずれかの方が居住する既存の住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅で、賃貸住宅を除きます。)

**要件** ①65歳以上の方の住民票の写し  
②介護保険被保険者証の写し  
③障害者手帳またはこれに代わるもの

**対象となる住宅** 次のいずれかの方が居住する既存の住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅で、賃貸住宅を除きます。)

**要件** ①工事明細書、改修後の写真および工事費領収書(工事内容類)  
②改修工事が行われた事を証明する書類(建築士、登録住宅性能評価機関等が発行)  
③省エネ改修工事に伴う減額措置 平成30年3月31日までに、一定の要件を満たす省エネ改修(熱損失防止改修)工事が行われた住宅に係る固定資産税が減額されます。この減額措置を受けられる場合は、改修工事完了後3カ月以内に役場税務課へ申告してください。

**対象となる住宅** 次のいずれかの方が居住する既存の住宅(新築された日から10年以上を経過した住宅で、賃貸住宅を除きます。)

**要件** ①窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)  
②床の断熱改修工事  
③天井の断熱改修工事  
④壁の断熱改修工事